

常用雇用労働者数 43.5人以上

記入例

障害者雇用状況計算書

①会社・支店等名	株式会社水道
②所在地	八戸市南白山台一丁11番1号

※④～⑤欄は、雇用保険上の短時間労働被保険者を含みません。 (単位:人)

③ 障害者雇用 算定年月	④ 常用雇用 労働者数 (短時間労働 者を除く)+ 短時間労働 者数×0.5	障害者雇用状況						⑦ 合計 (イ×2)+ロ +ハ+ニ +(ホ×0.5) +(へ× 0.5)注1	
		⑤ 常用雇用障害者数			⑥ 短時間雇用障害者数				
		イ 重度の身体 障害者及び 知的障害者	ロ イ以外の身 体障害者及 び知的障害 者	ハ 精神障害者	ニ 重度の身体 障害者及び 知的障害者	ホ ニ以外の身 体障害者及 び知的障害 者	へ 精神障害者		
令和2年4月	100		1					1	
5月	100		1	1		1		2.5	
6月	100		1	1		1		2.5	
7月	100		1		1	1		2.5	
8月	100		1		1	1		2.5	
9月	100		1		1	1		2.5	
10月	100		1		1	1		2.5	
11月	100		1		1	1		2.5	
12月	100		1		1	1		2.5	
1月	100	1	1		1	1		4.5	
2月	100	1	1		2	1		5.5	
令和3年3月	100	1	1		2	1		5.5	
合計	⑧ 1,200.0		3	12	2	11	11	0	⑨ 36.5

※ 圏域内の事業所が複数ある場合は合計して作成してください。
 注1 法第43条第3項の厚生労働省令で定める数に関する特例に該当する者については、(へ×1)として計算する。

障害者雇用算定年月に法改正前の期間を含むため、法改正前と法改正後を分けて計算します。
 改正前…(100×11)÷11=100
 法改正前的人数は100>45.5
 改正後…100÷1=100
 法改正後的人数は100>43.5
 常用雇用労働者数が43.5人以上の企業となります。

認定障害者雇用数は
 改正前…1100×2.2/100=24.2
 改正後…100×2.3/100=2.3
 24.2+2.3=26.5

障害者雇用合計が36.5>26.5であるため対象となります。